

みなし水上設置遊具運営業届出者に対する 届出方法の案内について

条例施行日（令和8年4月1日）に水上設置遊具運営業を営んでおり、条例施行日以降も引き続き事業を行う方は「みなし水上設置遊具運営業届出者」に該当します。

令和8年4月1日以降、必要な手続は以下のとおりです。

1 提出書類の部数について

- 書類の提出は、これまでの3部提出から1部提出に変わりました。
- 提出書類については、事業者へ写しの交付などはありませんので、必要な書類は提出前に事業者用の控えをとってください。

2 水上設置遊具の運営のみの場合（他に海域レジャー事業の届出をしていない者）

令和8年9月30日までに海域レジャー事業開始の届出が必要となります。

(1) 提出に必要な書類について

届出者が個人、法人又は法人でない団体の場合で、必要書類が異なります。

詳細は「02 届出に必要な書類一覧」から水上設置遊具運営業の届出に必要な書類をご確認ください。

(2) 提出先

主たる事業所の所在地を管轄する警察署

3 水上設置遊具の運営のほか海域レジャー事業を営んでいる場合（他に海域レジャー事業の届出をしている者）

- 令和8年9月30日までに海域レジャー事業の変更の届出が必要となります。
- 必要書類の①～⑨のうち、すでに届出をしている海域レジャー事業と同一事項がある場合は、書類を省略できる場合がありますので、提出前に警察署担当者へお問合せください。

(1) 提出に必要な書類について

- ① 様式第11号 海域レジャー事業廃止・変更届出書

- ② 事業所の図面及び付近の図面
- ③ 事業所の使用について権原を有することを疎明する書類の写し（賃貸借契約書の写し等）
- ④ 海浜、海域等に設備等を設置する場合、設備等の設置について権原を有することを証明する書類の写し
（例 海岸保全区域等占有許可申請書（沖縄土木事務所）など）
- ⑤ 事業を営むにあたり、漁漁従事者や漁業協同組合との間に、海域の利用に関する協議書等を取り交わしている場合には、その写し
- ⑥ 水上設置遊具の形状、寸法、構造等に関する書類の写し
- ⑦ 水上設置遊具の写真
- ⑧ 直ちに利用できるような方法で救命浮輪、ロープ、救命ボートを備えていることを疎明する書類
- ⑨ 様式第2号 資格者名簿の写し
水難救助員の取得資格証の写しを添付

(2) 提出先

事業所の所在地を管轄する警察署

4 留意点

- みなし水上設置遊具運営業届出者には、新たな事故防止等の措置が適用されますが、これらの措置のうち、水難救助員の配置、救命用具の配備等の措置については、事業開始若しくは事業変更の届出をした日又は条例の施行日から起算して6月を経過する日（令和8年9月30日）のいずれか早い日までの間は適用されません。
- 事業開始の届出又は事業変更の届出をした日から、みなし水上設置遊具運営業届出者ではなくなり、水難救助員等の措置が適用されますので、留意してください。
- 水上設置遊具の運営のほかに海域レジャー事業を営んでいる場合で、他の海域レジャー事業に変更点があるときは、一括した届出が可能な場合がありますので、提出前に警察署担当者へお問合せください。